

内装仕上工事 施工条件・範囲リスト

1. 内容・構成

総合工事業者・専門工事業者間の見積は、見積依頼書と見積書を用いて行う。

見積依頼時において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の①～⑥を提示する。

①工事場所

②工事概要

③予定工期（全 体） 平成 年 月 ～ 平成 年 月
（対象工事） 平成 年 月 ～ 平成 年 月

④設計図書（仕様書を含む）

⑤工法

⑥支給品の有無

さらに加えて、総合工事業者は専門工事業者に対し、

⑦上記①～⑥以外の施工条件・範囲

について提示する。この施工条件として提示される項目を標準モデルとして表形式にしたものが、「施工条件・範囲リスト」である。

その内容としては、材料、取付加工、運搬、足場、墨出し、養生、片付、機器、図面・書類、見本、検査・確認、安全等の項目で構成される。

ただし、空調衛生工事、電気設備工事については、材料、取付加工等の工事に係る項目は、設計図書（仕様書を含む）に明示のため除外する。

2. 使い方

（1）「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）は、見積依頼書と見積書の双方に、設計図書・仕様書等とともに、別紙として添付する。

（2）見積依頼時に、総合工事業者は、リストの指示欄に、依頼する工事内容に含める場合（条件内）は○印、含めない場合（条件外）は×印を記入する。

（3）見積時に、専門工事業者は、指示内容に疑義のある場合には、質疑を行う。

専門工事業者は、リストの確認欄に、依頼事項を見積に含める場合（条件内）は○印、含めない場合（条件外）は×印を記入し、総合工事業者に提出する。

（4）項目についてその他必要なものがあれば、適宜記入し、使用する。

（5）施工数量を実数精算とするか否かについては、双方協議・確認を行う。